

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例の概要

- (1) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、一定の要件を満たしたサテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設に置かないことができる従業者に、言語聴覚士を加えることとした。（第3条関係）
- (2) この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。